

王族と Agnihotra

阪本(後藤)純子

1. Śrauta 祭式中最も単純な Agnihotra¹⁾ は、毎日没・日昇時に Gārhapatya 祭火で熱した牛乳を Āhavaniya 祭火に献ずる儀礼で、Śrauta 祭火設置者 Āhitāgni に不可欠の義務とされる。現世における子孫・家畜の繁栄と、自らが死後天界に達し再死 (*punarṃṛtyū-*) を逃れ不死 (*amṛta-*) を得るという二重の目的を持つ。日常的であると同時に、不死という究極目的を叶える祭式として特別な重要性をもち、ブラーフマナ (br.) からウパニシャッドへの思想展開において中核的役割を果たした。一般に古層 br. では、祭火設置者は学識あるパラモンで、祭主兼祭官として自ら Agnihotra を献供する (*juhōti*) という前提のもとに記述されている。他の祭式と異なり *yaj* の語が用いられず、語尾による祭主と祭官との区別ができない：*yāja-* 「祭官として (他人の為に) 祭る」:: *yāja-* 「祭主として祭る」。準備としての潔斎 (*upavasathā-/dikṣā-*) を欠き、夕、朝、夕…と繰り返される献供の間、*vratā-* 「祭主としての責務」を途切れることなく守り続けることが要求される。

祭火設置者 (祭主) が王族の場合、王家に常住するパラモン祭官が献供したと想定される (→4.)。奇妙なことに、王族に Agnihotra の献供を禁止ないし制限する規定が br. 文献最古層の Maitrāyaṇī Saṃhitā (MS) [1. Agnihotra, 2. 祭火設置祭], Kāthaka- (KS) および Kapiṣṭhala-Kātha-Saṃhitā (KpS) の各散文に見られる。年代の下る Śrautasūtra では、Maitrāyaṇīya 派の Mānava-Śrautasūtra (MānŚrSū) の他に、所属学派の br. に対応記述を欠く (→4.) 新 Taittirīya 派の Āpastamba- (ĀpŚrSū) および Hiranyakeśi-Śrautasūtra (HirŚrSū) にも同様の条項が現れる (→5.) :

	朔望時の献供	有徳な王族の例外	パラモンへの供食	Agyupasthāna	ソーマ祭挙行者の特例
MS 1.	×	○	○	×	×
MS 2.	○	×	×	○	×
KS=KpS	○	×	○	×	×
MānŚrSū	○	○	△	×	×
ĀpŚrSū	×	○	△	○	○
HirŚrSū	○	○	□	×	○

2.1. 王族の Agnihotra を最も熱心に論ずるのは MS であり、祭火設置祭と Agnihotra の 2 章で異なる説明を与えている。両所に共通する *hotavyām rājanyāsyāgnihotrā́3m ná hotavyā́3m iti mīmā́sante* 『王族の者の Agnihotra は献供されるべきか？ 献供されるべきでないか？』と [バラモン学者達は] 考察している」からは、この議論が MS 成立期に重要課題であった様子が窺える。Veda 祭式が組織化され祭式文献が成立しつつあったこの時代、王族に対しバラモンは複雑な心情を抱いていたと推測される。祭式のために王族はバラモンを、祭官報酬のためにバラモンは王族を必要とし、相互依存関係にある一方で、社会の支配権と経済的利益を巡り緊張した競合関係が存在していた。部族社会から王国への発展に伴い、王権強化に比例してバラモンの勢力が低下し、武力により抑圧され、牛等の財を強奪され、服従を強いられたバラモン側が王族に憎悪や敵意を抱いていた様子が AV の一連の呪詛の歌 (V 18: 19 等) から窺える。さらに、聖職者としての特殊能力と特権 (祭式による全宇宙の支配、不死への到達) さえも王族に脅かされることへの危惧が、王族の Agnihotra を禁止する動機となったことが、MS から読み取れる：

2.2. MS 18,7:126,17-127,4 [Agnihotra] *hotavyām rājanyāsyāgnihotrā́3n²⁾ ná hotavyā́3m iti mīmā́santa. ā́mād iva vā́ eṣā́ yād rājanyō. bahú vā́ eṣṓ 'yajñīyām amedhyām caraty. *á́tīy anan-nām³⁾* (Ed. SCHROEDER *āyanannām*). *jīnā́ti brāhmanām. tāsmād rājanyāsyāgnihotrām ahotavyām. ṛtām vai satyām agnihotrām⁴⁾. brāhmanā́ ṛtām satyām⁴⁾. tāsmād brāhmanā́syaiivā hotavyām.²⁾ átho brāhmanā́yāvā́syāgratō gṛrhā áhareyus. tād dhutām evā́syāgnihotrām²⁾ bhavaty. átho yá ṛtām iva satyām iva cáret tāsya²⁾ hotavyām. anusántatyai.* 王族の者の²⁾ Agnihotra は献供されるべきか？ 献供されるべきでないか？』と [バラモン学者達は] 考察 (検討) している。王族の者であるならば、この者は、いわば生肉を食う者なのだ。この者は、祭式 (*yajñá-*) に不適切な、供儀 (*médha-*) に不適切なことを多く行うのだ。食物ならざるものを食べる。バラモンから強奪する。それ故、王族の者の Agnihotra は献供されるべきではないものだ。Agnihotra は理法 (*ṛtá-*) を、真実 (*satyá-*) を支配 (管轄) するのだ⁴⁾。バラモンが理法を、真実を支配 (管轄) する⁴⁾。それ故、バラモンの²⁾ [Agnihotra] だけが献供されるべきである。他方また、[祭火を設置した王族の者は] 他ならぬバラモンに、彼の家で最初に [食事を] 供すべきである。それにより、彼の²⁾ Agnihotra がまさしく献供されたことになる。他方また、もし [祭火を設置した王族の者が]、理法の如きを、真実の如きを行う [のを常とする] ならば、彼の²⁾ [Agnihotra は] 献供されるべきである。[祭式の] 継続のために、

ここでは王族への反感、蔑視、警戒心が端的に示され、戦闘・略奪・遠征を本業とする王族は野蛮な行為の故に Agnihotra から全面的に排除される。Agnihotra は *ṛtá* 「宇宙の理法」、*satyá-* 「真実」を支配する祭式であり、バラモンのみが両者を司る資格をもつからである (→注4)。もし王族が Agnihotra を献供し理法と真実を支配するようになれば全ての秩序が崩壊するであろう。ただし理法と真実に従う王族はバラモンと同列に扱われ Agnihotra を許される。ところで Agnihotra の本質は、日没・日昇時 (1日2度の食事時) に、人より先に祭火に食物 (牛乳がその代表) を捧げることである。他方、バラモンは「神である人間」として祭火と同一視される。そこで祭火の代わりにバラモンに朝夕自分の家で最初に食事を捧げることが Agnihotra の代用となる。バラモンを神聖化して王族の上に置き、理法と真実の支配権を独占しようとする意図が見られる。

2.3. 祭火設置祭の章では、Deva 対 Asura の戦争の最中に Indra が戦場から離れ、ひとり自分のために祭火を設置し Agnihotra を献供するエピソードが語られる：⁵⁾ MS 16,10:102,13-103,4 [祭火設置祭] *devās ca vā āsurās ca sām्यatā āsani⁶⁾, āthēndro*

'gnim ādhatta. té devā abibhayaṛ. adā evāśā agniṁ gopāyāmāno 'gnihotrām gopāyāmāno bhaviṣyātī⁴⁾ 6) *nā nā upaiṣyaty. abhī no jesyanti. tē 'bruvan. yād evā tvām kiṁ ca karāvo⁷⁾ yād dhānā⁷⁾ yāj jinā⁷⁾ yād vindāsaī⁷⁾ tāt te. 'gnihotrām kurmo. 'thehīti. sā vā āit. tāsmād rājanyāsyāgnihotrām ahotavyām. yād hy evāśā kiṁ ca karōti yād dhānti yāj jināti yād vindāte yād enaṁ viṣu upatiṣṭhante tād rājanyāsyāgnihotrām. (Ed.SCHROEDER は次の hotavyām の後で文を区切る) hotavyām rājanyāsyāgnihotrāśn nā hotavyāśm iti mīmānsante. yād dhutvā nā juhuyād vī yajñam chindvā⁶⁾ jiyéta⁶⁾ vā prā vā miyeta. paurṇamāśm amāvāsyāṁ vā prāti hotavyām. ātho agnyupasthānam *vā-cayitavyās (Ed.SCHROEDER vā cayitavyāh)⁸⁾. tēnāśya darśapūrṇamāśāu sāmtatā āvichinnau bhavatah. Deva 達と Asura 達とが戦陣を構えて向かい合っていた⁶⁾、一方で、Indra は [自らの] 祭火を設置した。そこで Deva 達は恐れた：「まさにあちらで、あの者 (Indra) が [自分の] 祭火を守護しつつ、[自分の] Agnihotra を守護しながら、[祭火と Agnihotra を] 支配する⁴⁾ ことになろう (fut.)⁶⁾ が、われわれのもとへとは (奉仕に) 来ないであろう (fut.)。[Asura たちが] 我々を打ち負かすことになろう (fut.) と。彼ら (Deva 達) は [Indra に] 言った：「たとえ君が何をしようとも (subj. pres.)⁷⁾、君が打ち倒そうとすること (subj. pres.)⁷⁾、君が奪い取ろうとすること (subj. pres.)⁷⁾、君が自分のために見つけ出そう (手に入れよう) とすること (subj. pres.)⁷⁾、それを君の Agnihotra と我々はする (ind. pres.)。だから、[Asura 達との戦場に] 行け。彼は [戦場に] 来た (*ā-ait*) のだ。それ故、王族の Agnihotra は献供されるべきではないものだ。たとえ何をこの者 (王族) が為すとも、[彼が] 打ち倒すこと、[彼が] 奪い取ること、[彼が] 自分のために見つけ出す (手に入*

れる) こと、人々が当の者に服従すること、それが王族にとっての Agnihotra であるから。「王族の Agnihotra は献供されるべきか? 献供されるべきでないか?」と [バラモン学者達] 考察している。もし (一旦) 献じた後で (継続して) 献じなければ、祭式を断絶することになろう⁹⁾; [祭主は] 打ち負かされるか⁹⁾、あるいは衰滅することになろう。満月の夜または朔の夜に際して (その日没と日の出に) 献供されるべきである。他方また、Agnypasthāna (拝火のマントラ) を [毎日、祭官が] 唱えさせられるべきである⁸⁾。それにより、彼の新月祭と満月祭とは、張り繋がれ、断絶されていないものとなる。

Deva 達は英雄 Indra の武力の助けなしには勝利できない。Indra が単独で祭火を設置し、自ら朝夕の Agnihotra を献じるということは、日常的に宗教的責務 (*vratā-*) を守り武力行使をしないこと、同時に、祭式のためにはや Deva 達を必要としないことを意味する。Deva 達は慌てて Indra と取引し、彼の努めである戦闘・略奪等の行為全てを Agnihotra と等価値と見なす約束をする。この神話に基づき、王族の為す戦闘、略奪、統治等の行為はそれだけで Agnihotra に等しく、Agnihotra を献供する必要がないとされる。ここには、Indra に象徴される王族がバラモンに奉仕する戰士階級としての役目を放棄し、Deva 達に象徴されるバラモンが聖職者としての存在意義と命令権を失うことへの恐れが示されている。なお文法的には subjunctive と future の使い分けが興味深い (→注7)。

バラモン学者達が議論しているのは、王族の Agnihotra そのものの是非ではなく、祭式の継続である。祭火を設置した者は終生その祭火を祭り続ける義務を負う。中断すれば、祭式の果報を失うのみならず、厄災がもたらされる。そこで新月祭と満月祭の時だけ Agnihotra を献供する一方、毎日の Agnyupasthāna⁹⁾ [祭火の傍らに立ち祭火を讃えるマントラを唱えかけること] が要求される。文中の使役形 *vācayitavyās* は祭主自身ではなく、祭官が唱えることを示す (→2.4)。

3. KS と KpS の記述は一部の語順を除き同一で、Agnihotra 章中に現れる：

KS VI 6:56,1-4 *na rājanyasyāgnihotram asty. avratyō hi sa hanti. vratam na vicchindyāt. paurṇamāsīm ca rātrīm amāvāsyaṃ ca juhuyāt. te hi vratam gopāyati* (NAVATHE *gopāyato* は誤り) . *yāny ahāni na juhuyāt tāny asya brāhmaṇāyāgre gr̥ha upahareyur. agnir vai brāhmaṇo. 'gnā eva taj juhoti. tad asya svaditam eṣtam bhavati.* = KpS IV 5,7: ^{251,12-52,1} ... *brāhmaṇāyāgre 'sya gr̥ha* ... (Ed. RAGHU VIRA 51 n.6 “KS. puts the enclitic *asya* after *tāni*, its right position in the sentence...”) 王族の者には Agnihotra が無い。彼 (王族の者) は *vratā-* [祭主としての責務] を保持せず、打ち倒す (殺す) から。 *vratā-* [祭主としての責務] を切断してはならない。満月の夜と朔の夜 (各日没直後と日昇直前) に献供すべきである。その二夜は *vratā-* [祭主としての責務] を守るから。 [Agnihotra を] 献供しない日々には彼の家で最初にバラモ

ンに [食事] を供さねばならない。バラモンが祭火なのだ。他ならぬ祭火にそれを献ずることになる。彼により味わわれたそれが、[祭火に] 祭り捧げられた (VAdj. *ā-yaj*) ものとなる。

ここでは「祭式の継続」ではなく「Vrata の継続」が論点となる。新満月祭の Upavasatha である満月と朔の夜は王族も Vrata を守る故に Agnihotra を許される。

4. 以上の諸文献は基本的に一致しながらも次の諸点で相違する (→1. 対照表) : 1) 王族への態度, 2) 朔望の夜 (日没直後と日昇直前) の献供, 3) 有徳な王族の例外, 4) Agnihotra の代替行為。何れにせよ、毎日朝夕、自分の家でバラモンに最初に食事を供することも、Agniyupasthāna を祭官に唱えさせることも、祭火を設置した王族の家にバラモン祭官が常住していたことを前提とする (→1.)。また祭火設置者としては平民 Vaiśya は問題にされていない¹⁰⁾。

注目されるのは、王族に Agnihotra を禁止・制限しても、祭火設置自体は許している点である。Rājasūya, Vājapeya, Aśvamedha など王位に関わる儀礼はもとより、通常のソーマ祭も定期的な犠牲祭・穀物祭も、武力により富を集中した王族が祭火を設置し祭主として挙行しなければ、バラモンは十分な祭官報酬を得ることができない。バラモンとしては、祭式のパトロンとして王族に祭火を設置させ、王家に住み込み、頻繁に祭式を挙行させたい。一方で、王族が宗教行為においてもバラモンを凌駕し、その存在意義を脅かすことを恐れた。就中 Agnihotra と Sattrā とは、究極目的たる *amṛta*-「不死」、即ち死後天界に達しそこでの再死 (*punarmṛtyu-*) を免れること、を実現する特別な力を持つとされた故に、バラモン達の独占への意欲が強かった¹¹⁾。このような二律背反する要請が、祭火設置を許し、他の祭式を奨励する一方で、Agnihotra を禁止・制限する動きとなったものと考えられる。

MS, KS, KpS より新しい Taittiriya-Saṁhitā 以降の br. からはこの禁止・制限条項が姿を消す。Maitrāyaṇīya 派を初めとする黒 Yajurveda 保守派が王族を警戒しバラモン階級の優越を守ろうと努めるのに対し、より進歩的な Taittiriya 派は、複雑な祭式体系を整備して積極的に王族を祭式に取り込み、就中ソーマ祭をできるだけ多く実行させて祭官報酬を増し、王族の発展に乗じてバラモンの隆盛を図ろうとする。王族への Agnihotra の禁止・制限条項の消滅もこのような時代潮流の現れと考えられる。

5. Śrautasūtra では、Mān-, Āp-, HirŚrSū の何れでも、バラモンへの食物提供から「自宅で、最初に」という条件が撤廃ないし緩和される。Āp-, Hir. ではソーマ

祭を挙行した者に Agnihotra を許すという条項が加わり、Agnihotra の献供資格を交換条件に、王族にソーマ祭を奨励しようとする新 Taittirīya 派の意図が窺える。奇妙なことに、M 派に属する Mān. の記述が最も簡単であり、新 T 派の Āp. と Hir. が相互に相違しつつも、よりよく MS と対応する (→ 1. 対照表) :

MānŚrSū I 6.1.54 [Agnihotra] *rājanyasyāgnihotraṃ dhārmukasya nityaṃ. parvasv itarasya. bhaktam ca nityaṃ brāhmaṇāya dadyāt.* 王族の Agnihotra は、[その者が] 道義 (dhārma-) に則っているならば、常に [行われる]。そうでない者の [Agnihotra は] 朔と望の時 (parvaṇ-) [だけ] に、また食物を常にバラモンに与えるべきである。

ĀpŚrSū VI 15.10-13 [Agnihotra] 10. *na rājanyasya juhuyāt.* 11. *homakāle grhebhya brāhmaṇāyānam prahiṇuyāt. teno haivāśya hutam bhavati.* 12. *nityaṃ agnyupasthānam vācayitavyaḥ.* 13. *yo vā somayāji satyavādī tasya juhuyāt.* 10. [祭官は] 王族の [Agnihotra を] 献供してはならない。11. [Agnihotra の] 献供の時刻に家からバラモンへ食物を送り遣わすべきである。それにより、また、つまり、彼の [Agnihotra は] 献供されたものとなる。12. [祭官は王族により] 常に Agnyupasthāna⁹⁾ を唱えさせられるべきである。13. 或いはもしその者がソーマ祭を行う、真実を語る者であるならば、[祭官は] その者の [Agnihotra を] 献供すべきである。

HirŚrSū III 7.19 (Ed. Ānandāśrama I 357) [Agnihotra] *parvaṇi rājanyasyāgnihotraṃ juhuyān. nāntarāle. | yat tv aśya grhe nnaṃ kriyate, tasmād brāhmaṇāya mukhato haranti, tad dhutam aśyāgnihotraṃ bhavati. ya ptaṃ satyam iva vadann ijānaḥ somena śyāt tasya sadāgnihotraṃ juhuyāt.* 朔と望の時に王族の Agnihotra を [祭官は] 献供すべきである。その間の時には [献供すべきで] ない。しかし、もし彼の家で食物が作られ、[彼の家の人々が] そこ (家) からバラモンに **先ず第一に (mukhatas)** もたらすならば、その場合、彼の Agnihotra が献供されたものとなる。もし、理法・真実の如きを言っており、ソーマ祭により祭主として祭ったことがある者があれば、常に [その王族の] Agnihotra を献供すべきである。

6. 比較的新しい Aitareya-, Śatapatha-, Jaiminiya-等の Br. では、Agnihotra に関する哲学的考察が発達し、王族が議論に参加する場面も見られる。その代表例が Janaka 王の五火説 (ŚB XI 6,2) である¹²⁾。王族が思弁哲学に関与する傾向は Up. になると一層強まり、非バラモン階級出身者である自由思想家の輩出を招くに至る。

1) Agnihotra は Agnyupasthāna (→ 2.3., 注 9) と対を成す古い拜火儀礼に、光 (jyōtiṣ-) / 6 を媒介とする火と太陽との等置により、太陽崇拜儀礼が結びついたものと推測される。
2) 通常 grdv. の行為者は gen. で示されるが、この gen. は hotavyām の行為者ではなく、nom. agnihotrām の帰属を示す (→ 5. ĀpŚrSū VI 15.10; HirŚrSū III 7.19)。[祭式が誰 (祭

- 主)に属するか」により「その祭式の果報 (*iṣṭāpūrta-* →注 11) の所有者」が決まる。
- 3) MITTWEDE 64; CALAND Kl.Schr. 243, ĀpŚrSū VI 15.10 訳注; BODEWITZ 116, 118 n.8 に従う。MS II 1.2.2.18 (*anannām ātti*) 参照。
 - 4) *idam-bhū* 構文: nom./acc.sg.nt. + *bhū/as* (省略可) によって「～を支配する (に至る), 管轄する, 権限を持つ」を意味する: K.HOFFMANN Aufsätze zur Indoiranistik 557-559, より一般的には T.GOTŌ Gs.Schindler (1999) 137f., Orient 39 (2004) 141 n.38 参照。DELBRÜCK 42, KRICK 420f., BODEWITZ 117, Diss. Kyōko SAKAMOTO (AMANO) Freiburg 2001 の訳では考慮されていない。
 - 5) Indra の祭火設置と Agnihotra 献供の話は, 筆者の調べた限り他にパラレルが無い。
 - 6) 所謂 antithetischer Akzent により接続されている文が頻出する。
 - 7) 未来に関わる事柄の表現に, **future**, **subjunctive pres.**, **indicative pres.** が使い分けられている。[fut.:] 主語ないし話者の意志を超えた, 未来に関する推測・予言・運命; [subj.:] 主語 (話者ではない) の意志, 意志による未来の決定 (副文); [ind.:] 時間に関わらず, 常に効力をもつ事柄。fut. と subj. の使い分けの例として, 後藤敏文「新資料 Vādhūla-Anvākyāna の伝える『Purūravas と Urvaśī』物語」(神子上教授記念論集, 2004, 845-868) 856f.:1.3. 参照。DELBRÜCK 320, KRICK 420f., Diss. K. SAKAMOTO (AMANO) は当該 subj. を単純未来として, BODEWITZ 117 は現在形で訳す。
 - 8) ĀpŚrSū VI 15.12 (→ 5); cf. DELBRÜCK 105, 226, MITTWEDE 58, BODEWITZ 118 n.14. Agnyupasthāna 執行は文脈上不可欠であり, KRICK 421 Anm.1129 “*vā vāca*” Haplographie” の想定は不可。
 - 9) 通常は夜だけ, M 派のみ早朝 (日の出前) にも行う (MS I 5.7:75,5ff.; MānŚrSū I 6.2,17f.; VārŚrSū I 5.4,18ff.)。起源については → 注 1。
 - 10) DUMONT L’Agnihotra 87: “on offre le sacrifice de l’agnihotra chaque jour ... pour un brahmane ou pour un vaiśya ...” は誤り。平民の祭火設置は MS・KS の発展段階で後に組込まれたものと思われる。
 - 11) Sattra は最後までバラモンだけに参加が許された。MS I 8.6:123,18ff. によれば多くの祭式の他に Agnihotra や Sattra を行ったバラモンのみが不滅の *iṣṭāpūrta-*「祭式と布施の効力」を得て再死を免れ得る。再死・不死と *iṣṭāpūrta-* については筆者 Indoarisch, Iranisch und die Indogermanistik (Wiesbaden 2000) 475-490, 今西順吉記念論集 862-882 参照。
 - 12) 筆者 “Zur Entstehung der Fünf-Feuer-Lehre des Königs Janaka”, Akten des 27. Deutschen Orientalistentages 1998 (2001) 157-167; “*kathām-katham agnihotrām juhutha*”, Fs. Narten (2000) 231-252 参照。

〈キーワード〉 Agnihotra, Agnyupasthāna, Vrata, 王族, バラモン, プラーフmana, Śrautasūtra (パリ第3大学課程博士, Dr.phil.)

印度學佛教學研究

第五十三卷 第二号

駒澤大学における
第五十五回学術大会紀要(二)

印度學佛教學研究第53卷第2号 平成17年3月
947-941 (58)-(64)

王族と Agnihotra

阪本(後藤)純子

2005